

市町村における水銀含有廃棄物の 分別、収集の現況等について



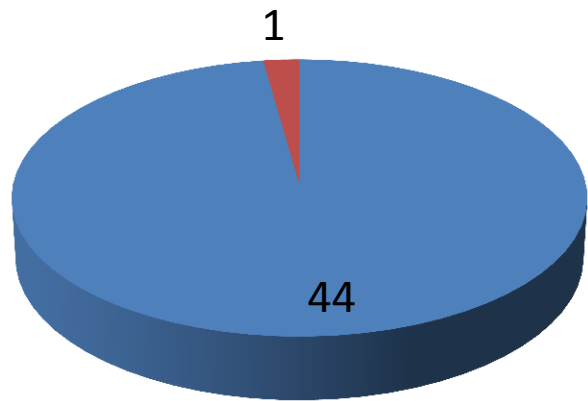
平成26年8月27日
廃棄物対策課

1. 市町村における処理状況

蛍光ランプ

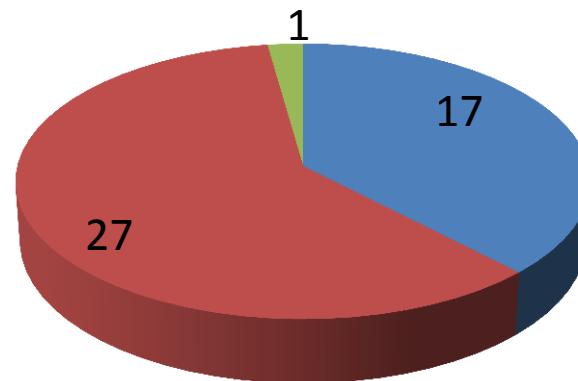
※数字は市町村数

【県内45市町村(14市、23町、8村)】



- 水銀を回収している
- 不燃物(埋立)

(割れた蛍光ランプ)



- 水銀を回収している
- 不燃物(埋立)
- 定めなし

・概ね分別収集が実施されており、水銀を回収する事業者で処理されている。熊本市は蛍光管を不燃物(埋立)としても収集しているが、本年10月から分別収集を実施予定。
・ただし、割れた蛍光管については、27市町村において不燃物として埋められているか、あるいは、分類が明記されていない。

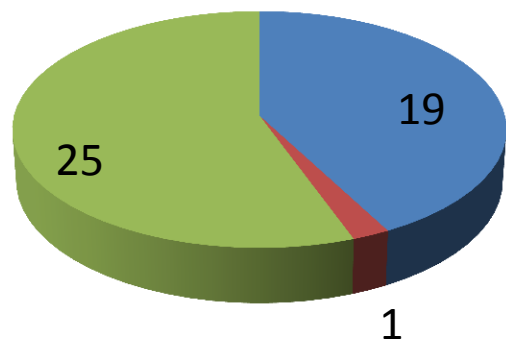
1. 市町村における処理状況

電池類

※数字は市町村数

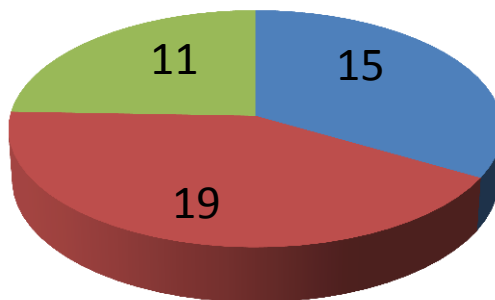
【県内45市町村(14市、23町、8村)】

【乾電池】



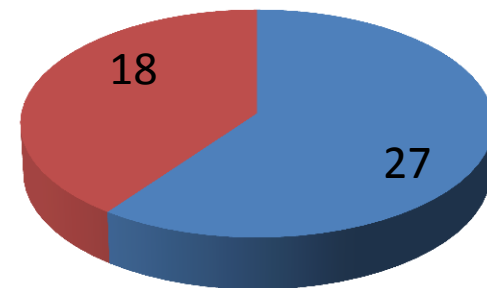
- 水銀を回収している
- 埋立てている
- その他

【ボタン型電池】



- 水銀を回収している
- 収集していない
- その他

【2次電池】



- 収集している
- 収集していない

- ・乾電池: ①人吉球磨地区では「水銀0使用」と標記されている物は不燃物(埋立)処分。
②埋立ての1件は、有害物質等(水銀を含む。)を含む場合は収集しないこととし、電気店等の回収BOXを案内。
③その他の多くは破碎後金属等を売却。
- ・ボタン型電池及び2次電池: 収集しない市町村は電気店等の回収BOXを案内。
- ・ボタン型電池: その他は熔融処理など。

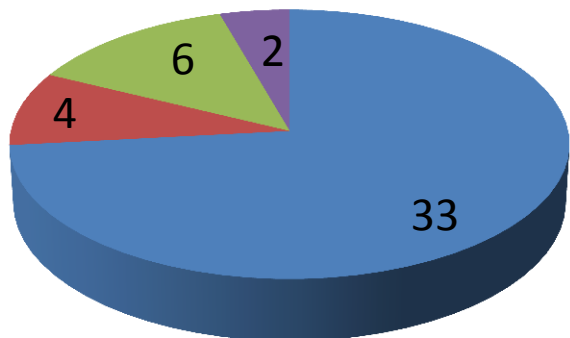
1. 市町村における処理状況

水銀体温計・血压計

※数字は市町村数

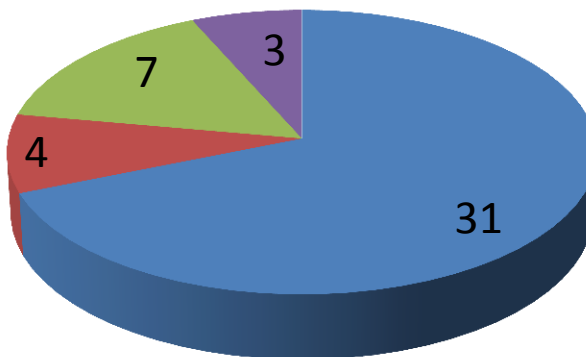
【県内45市町村(14市、23町、8村)】

【水銀体温計】



- 水銀を回収している(保管)
- 不燃物(埋立)
- 収集しない
- 定めなし

【水銀血压計】



- 水銀を回収している(保管)
- 不燃物(埋立)
- 収集しない
- 定めなし

- ・排出量が少ないため、施設にて保管している状況
- ・収集しない市町村は、住民が直接、水銀処理が可能な業者に依頼することとしている。
- ・分類を定めていない市町村は、問い合わせがあれば市町村で引き取るなどされている。

1. 市町村における処理状況

その他
(農薬、朱肉、マーキュロクロム液)

農薬: 全ての市町村が収集していない。

→ 農業協同組合に相談するようにしている。

※ 各地区農業協同組合(県下全14組合)が定期的(1~3年に1度)に農薬の回収を実施。

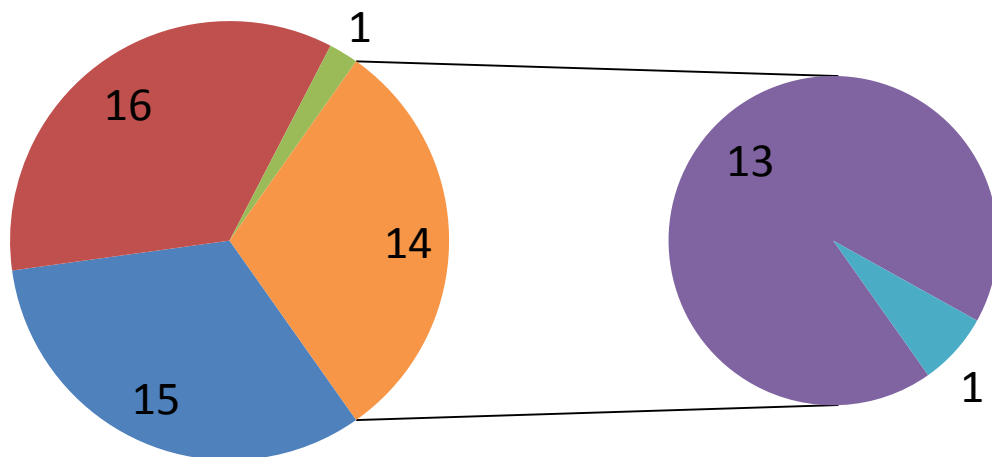
他: 項目が設定されていない。

医薬品については医療機関等に相談するようにしている自治体もあり。

2. 市町村における収集方法

蛍光ランプ

収集方法と立会の有無



- ステーション回収(指定袋等による)
- 拠点回収
- その他
- コンテナ回収(立会あり)
- コンテナ回収(立会なし)

※県内45市町村(14市、23町、8村)

○ステーション回収

地区ごとに指定したごみ置き場で回収する方法。市町村指定のごみ袋で出すことが多い。

○拠点回収

市町村庁舎等で常時回収する方法。

○コンテナ回収

定期的に、定めた場所にコンテナを設置し回収する方法。その多くは地元担当者の立合いが行われている(同一市町村内であっても地区によって立会がない場合もある)。ステーション回収に比べると場所が少ない。

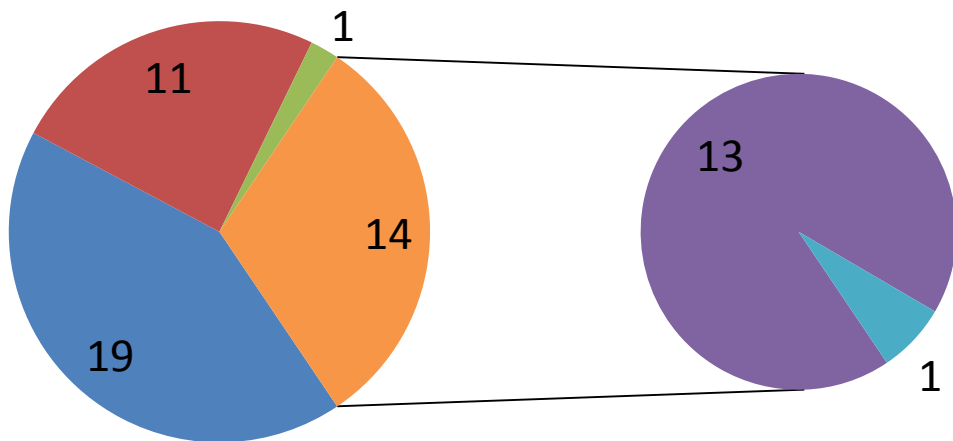
・熊本市は、蛍光管の拠点回収も行っているため、ステーション回収と拠点回収の両方に計上。

2. 市町村における収集方法

電池類

※県内45市町村(14市、23町、8村)

収集方法と立会の有無



- ステーション回収(指定袋等による)
- 拠点回収
- その他
- コンテナ回収(立会あり)
- コンテナ回収(立会なし)

○ステーション回収

地区ごとに指定したごみ置き場で回収する方法。市町村指定のごみ袋で出すことが多い。

○拠点回収

市町村庁舎等で常時回収する方法。

○コンテナ回収

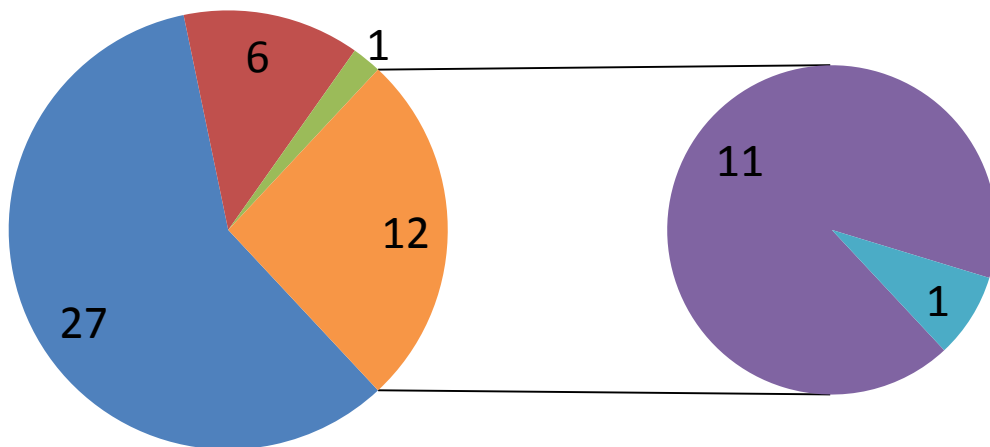
定期的に、定めた場所にコンテナを設置し回収する方法。その多くは地元担当者の立合いが行われている(同一市町村内であっても地区によって立会がない場合もある)。ステーション回収に比べると場所が少ない。

2. 市町村における収集方法

水銀体温計・血压計

※県内45市町村(14市、23町、8村)

収集方法と立会の有無



- ステーション回収(指定袋等による)
- 拠点回収
- その他
- コンテナ回収(立会あり)
- コンテナ回収(立会なし)

○ステーション回収

地区ごとに指定したごみ置き場で回収する方法。市町村指定のごみ袋で出す場合が多い。

○拠点回収

市町村庁舎等で常時回収する方法。

○コンテナ回収

定期的に、定めた場所にコンテナを設置し回収する方法。その多くは地元担当者の立合いが行われている(同一市町村内であっても地区によって立会がない場合もある)。ステーション回収に比べると場所が少ない。

・山鹿市は、水銀体温計はステーション回収、水銀血压計はコンテナ回収のため両方に計上。

3. 市町村等における取組み

玉名市の取組み

◎玉名市では市によるステーション回収とは別に、地域住民や民間団体等が主催するコンテナ回収が実施されている。

(水銀含有製品含む。)

平成25年度：25行政区及び3民間団体が毎月1回実施。
(28か所/月)

※回収されたものは、玉名市のごみ処理を行っている有明広域行政事務組合の処理施設に運搬される。



(※写真：玉名市提供) ¹⁰

3. 市町村等における取組み

天草市の取組み

◎天草市では、市庁舎をはじめ市内48カ所に小型家電やライター類と併せて水銀体温計、血压計の回収ボックスを設置。



集まりしだい職員が清掃センターに搬入

(※写真:天草市提供)

4. 他自治体における取組み

長崎市の取組み

○蛍光管及び電池の収集方法

- ・市内約6,000か所でステーション回収を実施。
- ・有害ごみとして週1回収集（電池は随時出して良いが、蛍光管は収集の日のみ）
- ・蛍光管及び電池専用の容器を設置
- ・蛍光管は割れないように買った時の包み紙に入れて出す
- ・蛍光管を割らないための収納箱付きパッカー車を導入



【左：蛍光管入れ、右：乾電池入れ】



【新型パッカー車（蛍光管収納箱）】

（※写真：長崎市提供）

4. 他自治体における取組み

北九州市の取組み

○蛍光管の回収方法

- ・家電店・量販店に回収ボックスを設置
- ・約210店舗
- ・定期的に市が委託した収集運搬業者が収集



4. 他自治体における取組み

京都市の取組み

(1) 「**有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業**」について

「出し方がわからない」などといった理由から捨てられないままになりがちな石油類や薬品などの「有害・危険ごみ」や資源としてリサイクル可能なもの計23品目を対象として、職員が公園や学校などに出向いて回収している。

- ・2年間で200学区を回る計画
- ・昨年度は100学区で実施し、約10,000人がごみを出した。
- ・回収量は約80t
- ・市民と職員が直接接することによる
 - ①市民ニーズの把握
 - ②適正処理の推進(ごみの出し方の相談・指導)の効果がある。

「有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業」

京都市からの お知らせ 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を実施します

「出し方がわからない」などといった理由から、捨てられないままになりがちな「有害・危険ごみ」や資源としてリサイクル可能なものを対象として、日時と場所を定めてあらかじめ周知のうえ、本市職員が現地に向向き、回収します。

回収品目は23種類

- 1 石油類**
回収可: ガソリンは4L、それ以外は20Lまでを容器ごと回収します。
回収不可: 商品ラベルがなく中身が不明なものや、石油類の入っていない空容器は回収しません。
- 2 医薬品・農薬**
回収可: 1L×2本までを容器ごと回収します。
回収不可: 中身が不明なものや注射器・点滴パックは回収しません。
- 3 化学薬品・塗料・ワックス・絵の具**
回収可: 容器ごと回収します。
- 4 洗剤**
回収可: 漂白剤、酸・アルカリ洗剤を容器ごと回収します。
- 5 中身の入ったカセットボンベ・スプレー缶**
回収可: 空のカセットボンベ・スプレー缶消火器は回収しません。
- 6 せん定枝（樹木、草木）**
回収可: 長さ1m以内に切って集めてください。（重さ20kgまで）
回収不可: 土のついたものは、回収しません。

※京都市内のご家庭から排出されたものに限り。事業活動に伴って排出されたものは、対象外です。
・回収以外を持ち込まれた場合には、**お持ち帰りいただきます。**
・回収時間外に持ち込み、置いて行かれた場合は、不法投棄となり処罰の対象となります。
【お願い】できるだけ歩または自転車でお越しください。ガラス容器などが割れないよう、新聞紙にぐるぐる対策を取ってください。

- 7 陶磁器製の食器（手さげ袋1袋まで（箱での持込みは不可））**
回収可: 汚れているものや、シール・テープ類が付いているものは回収しません。
回収不可: 材質が陶磁器でないもの（ガラス製、プラスチック製等）食器以外の陶磁器は回収しません。（植木鉢、壺、花瓶、土鍋、耐熱皿なども回収しません。）

- 8 てんぷら油**
回収可: 液状の植物性油を回収します。
- 9 蛍光管**
回収可: 割れているもの、電球は回収しません。
- 10 乾電池**
回収可: ※+極と-極にセロハンテープを貼って絶縁してください。
- 11 リユースびん（一升びん、ビールびん）**
回収可: 割れているもの、使い捨て（ワンウェイ）のびんは回収しません。

この事業は家庭ごみの有料指定費の収入がまわっています。回収品目は裏面にあります。

回収品目 京都市では、ごみ減量の取組に力を入れています。エコまちステーションやまち美化事務所、ごみ減量の方法などを紹介したハンドブック、リーフレットを配布しています。また、京都市のホームページでも紹介しています。

- 12 紙パック**
回収可: 500ml以上の牛乳などの紙パックで、右のマークが付いているものを回収します。（中を洗って切り開き、水を切ってください）
回収不可: アルミ箔がはつてあるものは回収しません。（お酒の紙パック等）
- 13 古紙類 14 雑がみ**
回収可: 汚れているもの、ぬれているもの、コーティングされているもの、タックルコーティング、キッチンペーパー、紙おむつ、圧着はがき、写真、感熱紙、カーボン紙、開封ラベルや封付シタッカーは、回収しません。
- 15 古着類（45リットル袋（袋は自由）5袋まで）**
回収可: ぬれているもの、ダウン・革製品、食袋、ふとん、毛布、枕、カーテン、カーペット、くつは回収しません。
- 16 ボタン電池 17 充電式電池（小形二次電池）**
回収可: ※+極と-極にセロハンテープを貼って絶縁してください。
回収不可: 自動車用・産業用バッテリーは回収しません。
- 18 小型家電（大きさが25cm×15cm以下の次の34種類）**
通信機器（有線）: 電話機（子機含む）、モデム類
通信機器（無線）: 携帯電話・PHS
受信機: 携帯液晶テレビ、ポータブルラジオ
映像機器: カナナビ・カーナビ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー
オーディオ機器: ICレコーダー、カーオーディオ、ポータブル音楽プレーヤー
記憶機器: USBメモリ、パソコン用外付けディスクドライブ（HDD等）、メモリ類（SDカード、メモリスティック等）
印刷機器: プリンター・スキャナー
電子書籍: 電子辞書
電動工具: 電動工具・ポンプ・モーター類（ポンプ、ミキサー等）
事務用機器: 電卓、電子手帳
計測・検量機器: 電子検量器具類（体重計、電子体温計等）、デジタルキッチン用具（スケール等）、電気カミソリ、電動歯ブラシ、ヘッドライナー
時計: 電卓のもの
おもちゃ: おもちゃ（電動のもの）、家庭用ゲーム機本体（携帯用・遊玩用）、ソフト（BOXセット）、コントローラー
付属機器: リモコン、充電器、電気コード類（ACアダプター、ケーブル・延長コード等）、パソコン周辺機器（マウス、キーボード、ケーブル等）

- 19 記憶媒体類（1回の持込みは、100個程度まで）**
回収可: CD、DVD、フロッピーディスク、カセットテープ、ビデオテープ
※他人に知られたい情報は消去してください。
- 20 刃物類（包丁、はさみ、カッター等）**
回収可: 刃物類
- 21 使い捨てライター**
回収可: 使い捨てライター
- 22 インクカートリッジ**
回収可: インクカートリッジ
- 23 水銀体温計・水銀血圧計**
回収可: 水銀体温計・水銀血圧計

回収日時・場所については、お住まいの区域を担当するエコまちステーション又はまち美化事務所、京都いつでもコール（電話：075-661-3755※おかけ間違いにはご注意ください。）にお問い合わせください。
雨天等、荒天時には中止します。回収実施の可否は、回収期日当日に上記連絡先にお問い合わせください。
お問合せ: 京都市環境政策局循環企画課（電話 075-213-4930、FAX 075-213-0453）
インターネット: <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/1-18-0-0-0-0-0-0-0.html> **移動式拠点回収**

4. 他自治体における取組み

京都市の取組み

(2) 蛍光管について

- ・市役所等104か所で拠点回収
- ・回収協力店(電気店等223店舗)で回収。協力店が、回収した蛍光管を京都市まち美化事務所に搬入。

(3) 電池・紙パックについて

- ・スーパーや学校、公共施設に回収ボックスを設置。
- ・学校に回収ボックスを設置することで環境教育にも貢献。
- ・回収した電池は水銀回収可能な事業者へ処理委託。
- ・二次電池は一般社団法人JBRCで無償で処理。

※一般社団法人JBRCとは

資源有効利用促進法に基づき、小型充電式電池の回収・再資源化が義務づけられた製造メーカーや同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者等を会員とし、会員の小型充電式電池の回収・リサイクル活動を共同で行う団体(2001年に設立)



家庭ごみの分け方・出し方

(平成26年度水俣市一般廃棄物処理計画)

収集	分 類	出せるもの・出し方のポイント	出せないもの	リサイクル・リユース	
月1回	1 生きびん	一升(1.8ℓ)びん(水色以外)、ビールびん、草色の五合(900ml)びん、ジュースびん(口元がねじ切りしてないびん)、牛乳びん、Rマークがついているびん(亀萬酒造のびん、水俣あかり等)。キャップ・栓を取り除き、かるく水洗いして出してください。	油を入れて使用したびん、汚れがひどいびん、割れているびんなど。	洗浄して繰り返し使用	
	2 雑びん	透明 茶色 水色 緑色 黒色	生きびんに該当しないびん類。主に調味料・酢・栄養ドリンクなどのびん。割れているびん、水色の一升(1.8ℓ)びん、油を入れて使用したびん、地ビールびんなど。キャップや栓を取り除いてかるく水洗いして出してください。	ガラス製のコップ、板ガラス、農薬が入っていたびん、化粧びん、耐熱ガラスなどは破砕埋立へ。	びんに再生ガラス工芸品路盤材など
	7 空き缶	スチール缶 アルミ缶	ジュース缶、缶詰、粉ミルク缶、スプレー缶、菓子箱など。スプレー缶は穴を開けてから出してください。取り外しができる缶詰のふたは破砕埋立に出してください。マークがついていない缶はスチール缶に入れてください。	錆や汚れがひどいものは破砕埋立へ	鉄・アルミの原料
	9 なべ・釜類		なべ、釜、やかん、ボール、フライパンなど。	土鍋は破砕埋立へ	鉄・アルミの原料など
	10 布類(衣類)		上着、下着、靴下、手袋、帽子、和服、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど。中が見える袋に入れて出してください。	はんでんなど綿入りのものは燃やすごみへ	古着販売 ウェスに加工 輸出して再利用
	11 電気コード類		差込みの部分のプラグを切ってコードだけ出してください。		銅を再利用
	12 有害	乾電池類	乾電池、ボタン電池、リチウム電池など。		亜鉛、マンガンなどを再利用
	13 有害	蛍光管・電球類	電球、蛍光管、体温計。割らずに出してください。但し、すでに割れているものも出せます。		蛍光管 断熱材など
	14 食用油		天ぷら油、サラダ油などの食用油。使用済みの食用油は配布してある専用容器(5ℓ)に入れてください。未使用の賞味期限が切れた食用油は容器に入ったままの状態を出してください。	灯油、エンジンオイルなどの鉱物油、しょう油、ドレッシング、ラードなどの調味料は入れないでください。	バイオディーゼル燃料 石鹼
	15 小型家電(17品目)		携帯電話、キーホルダーゲーム機、ポータブル液晶テレビ、モデム、カーナビ、ポータブルゲーム機、電子辞書、デジタルカメラ、ゲームソフト(CD-ROM等を除く)、ビデオカメラ(ハンディ)、ポータブル音楽プレーヤー、電話機、電話子機、家庭用ゲーム機、ゲームコントローラー、リモコン、カーオーディオ25cm×15cm以下の小型家電製品17品目。(携帯電話は個人情報漏えい防止のため電池を外し本体に穴を開けて出してください。又は購入店へ出してください。)	17品目以外の小型家電は破砕埋立へ。家電リサイクル法などの対象となるテレビ、パソコンなどは出せません。	希少金属(レアメタル)を取り出して再利用
	16 破砕・埋立		化粧品びん、耐熱ガラス、ガラス製のコップ、板ガラス、食器、使い捨てカイロ、ライター、メガネ、くぎ、茶碗など陶磁器類、傘、プラスチック製のおもちゃなど商品類、カミソリ、包丁、電器コードのプラグ、缶詰のふた、スプリングが付いている容器のノズルなど。	鋼鉄類、草刈機の刃、水道の蛇口、スプリングなどは直接環境クリーンセンターに持ち込んでください。	破砕処理後、鉄類はリサイクルへ 残渣は焼却又は埋立
	17 粗大		タンス、こたつ、机、いす、じゅうたん、カーペット、布団、扇風機、掃除機、ストーブ、自転車など。大きいもの(80cm×100cm以上)はなるべく分解して出してください。	網戸の枠、健康器具、流し台、スプリングが付いているソファなどは業者へ依頼してください。	
	18 ペットボトル		キャップとラベルを外して、かるく水洗いして出してください。キャップとラベルは、容器包装プラとして出してください。	♻️のマークがついてないプラ容器は容器包装プラへ	衣類 洗剤ボトル 台所用品 文具など
	月2回	19 紙類	新聞・チラシ	新聞とチラシは分けずに、ひも(できる限り紙ひもを使用)でくって出してください。	新聞紙 週刊誌 印刷用紙など
		20 紙類	段ボール	段ボールには空気層があります。折りたたんでひも(できる限り紙ひもを使用)でくって出してください。ホッチキスは取らなくても大丈夫です。できる限りガムテープは取り外してください。	空気層がない厚紙 お菓子箱などはその他の紙類へ
		21 紙類	雑誌・その他紙類	名刺くらいの大きさの紙から出せます。ひも(できる限り紙ひもを使用)でくくるか、紙袋に入れるなどして出してください。ホッチキスは取らなくても大丈夫です。	金箔や銀箔、アルミ箔が付いた紙類、カーボン紙、防水加工などの紙は燃やすごみへ
	週1回	22 容器包装プラ		レジ袋、プラスチック製のお菓子の袋、シャンプーや洗剤の容器、卵や豆腐のパック、食品トレイ、コンビニ弁当の容器、ペットボトルのキャップ・ラベルなど。中が見える袋に入れて出してください。	バケツ、ハンガー、プラモデルなどは破砕埋立へ。タッパー、発砲スチロールなどは燃やすごみへ。
週2回	23 生ごみ	収集対象地区 1区~8区、17区~22区	残飯、野菜果物の切りくず、カニ・エビの殻、栗の皮、ピーナッツの殻、たけのこの皮など。水切りをして指定の袋に入れて出してください。(袋は劣化しますので購入後早めに使ってください。)	貝殻、牛や豚などの大きい骨、つまようじ、バランなどは燃やすごみへ。	
	24 燃やすごみ		ティッシュなどの紙くず、紙おむつ、保冷材、タッパー、CD・MD(ケース含む)、カセットテープ(ケース含む)、ビデオテープ(ケース含む)、貝殻、牛や豚などの大きい骨など。中が見える袋に入れて出してください。剪定枝(長さ30cm×太さ2cm×直径15cm以内)は束ねてひもでくって出してください。大きい発砲スチロールは細かく砕いて出してください。くつ、かばんなどは金具を外して出してください。	資源になる紙類、容器包装プラ類などは資源ごみへ。収集対象地区の生ごみは生ごみへ。畑の草などはできる限り自家処理してください。	

市が収集しないもの	持込みできるもの(鋼鉄類など)	スプリング、草刈機の刃、鋏など。(破砕機にかけられない為、直接環境クリーンセンターに持ち込んでください。)
	持込みできないもの	医療系廃棄物、消火器、ガスボンベ、バッテリー、焼却灰、かわら、タイヤ、ブロック、コンクリート、たたみ、鋼鉄入りのソファやマット、健康器具、ボーリングボール、モーター類、太陽熱温水器、浴槽、農機具、農薬、劇薬、ペンキ類、液体の入ったもの、大きい庭木など(長さ1m・太さ5cmを超すもの)、流し台、公園の草など。これらのものは専門業者に依頼してください。 テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機の家電品は、郵便局でリサイクル券を購入してください。その後、白井商会(月浦36-1 TEL63-9082)か南九州センコー(株)港湾営業所(月浦字前田54-172 TEL63-4117)に依頼してください。又は、購入店に引き取りを依頼してください。(※AグループとBグループは共有化されましたので、メーカーに関係なくどちらでも出せます。) パソコンはアクトビーリサイクル(塩浜町278-6 TEL62-3300)に依頼してください。又は、パソコンメーカーに依頼してください。
	事業系一般廃棄物	「事業系一般廃棄物」とは、電気店、飲食店、商店などの事業活動に伴って生じたごみを言います。これらのごみは、法令に基づき自ら処分するか、分別して直接環境クリーンセンターに搬入してください。(事業所ごみは、地区のごみステーションに出すことはできません。) ※可燃ごみ30kgまで320円 30kg毎に300円が加算されます。 ※資源ごみ1kgあたり3円
産業廃棄物	「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じたもので燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・建築廃材などを言います。これらのごみ処理は、法令に基づき事業者自身の処理責任となっています。自ら処分することができない場合は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。	

コンテナの並べ方一例

※資源ごみは、地域で決められた時間内に分別して出してください。
※容器包装プラ、燃やすごみ、生ごみ(生ごみ収集対象地区1区~8区・17区~22区)は、決められた場所に、午前8時30分までに出してください。

一般家庭、事業所ごみの持ち込み時間	平日の午前8時30分~正午・午後1時~午後4時30分までの間、環境クリーンセンターに持ち込みができます。但し、生ごみは午後2時までです。
燃やすごみ、生ごみの収集日	月曜日・木曜日、火曜日・金曜日に収集します。(祝日の日も収集します。)
容器包装プラの収集日	毎週水曜日に収集します。(祝日の水曜日にも収集します。)

地区区分

地区	行政区名	地区	行政区名	地区	行政区名	地区	行政区名
旭野	小川	麓	北桜ヶ水	新	津留	護川	片川瀬
	姫井		南桜ヶ水		妻越		尾足
	楠原		湯舟		大迫		川上
	九の峰		高柳		川下		出分
	岩本		平	川辺南	あさひが丘		
	伊萩		小原	伊坂			

可燃ごみ自己搬入先

エコヴィレッジ旭 ☎ 0968-26-7701

搬入時間

平日	午前 8:30～12:00まで / 午後 1:00～4:30まで
毎月第2土曜日	午前 8:30～12:00まで 平成23年4月から可能となりました。

※時間外の搬入はできませんので、余裕を持って搬入してください。

注：不燃ごみや金属類のついたごみは持ち込めません。
50kg以上の持ち込みは有料になります。
搬入できるごみの大きさは1.5m×1.5m×2.5mまでです。
木くずは直径10cm以下、長さ2.5m以下に限ります。

収集区分	収集品目	ごみの出し方等
------	------	---------

可燃ごみ袋 赤色

可燃ごみ

RDF (固形燃料)化


- 生ごみ(水をよく切って)
- 紙おむつ(汚物は除いて)
- 繊維くず(クッション・下着・布バック)
- トレイ等(肉、魚、麺類などの容器)
- カーペット・ビニールシート・毛布・布団(50cm四方以下)
- 靴・鞆などの革・ゴム製品(金具をはずす)
- プラスチック製品(シャンプー容器・チューブなど)
- 落ち葉や小枝・木切れ・テープ・ひも類等(長さ50cm以下)

※カセットテープ、ビデオテープ等は、テープの部分をはずして、切断してください。切断できない場合はエコヴィレッジ旭に直接搬入してください。

※水切りは十分にしてください。

※金具類・陶器類・ガラス類はすべて取り除いてください。

※生ごみはなるべく堆肥化しましょう。




資源ごみ袋 緑色

ペットボトル

- ペットボトル(飲料水、しょう油、酒類の容器)


ふた・ラベルは可燃ごみで出してください。
必ずふた・ラベルを外して、軽くすすいでください。
中身が残っているものがあれば収集しません。
※トレイ等は可燃ごみとなります。

PET



※必ず、軽く水洗いしてください。

※汚れの取れない物は赤いごみ袋に入れてください。



不燃ごみ袋 黄色

缶類

ビール、ジュース、クッキー、粉ミルク、缶詰、食用油の缶など

※アルミ缶やビールびん・一升びんは子ども会等の廃品回収にご協力ください。

ビン類

ドリンク剤のビン、ウイスキーのビン、一升ビン、調味料のビン、インスタントコーヒー、コップなど

- 陶器類(茶碗・植木鉢など)
- 小型の家電製品(カメラ・ドライヤー・時計など)
- 金属製品(鍋、やかん、フライパンなど)
- ガラス類(板ガラス・化粧品のビン・電球・鏡など)
- 使用済乾電池

※ガラス類や陶器類は紙などに包み「割れ物」と書いて出してください。

※中を軽く水洗いしてください。

※スプレー缶は必ず風通しの良い屋外で穴を開け中のガスを抜いてください。

※ふたを外し中を軽く水洗いしてください。

※金属製のふたは「不燃ごみ」に、プラスチック製のふたは「可燃ごみ」に出してください。

※危険物の収集は行いません。

※玩具等で金属と分離できないものはそのまま入れてください。

※不要になった携帯電話・充電式電池は販売店の回収にご協力ください。

拠点回収


廃蛍光管

持込み場所 旭志総合支所 総務民生課前 (専用回収ボックス)

持込み日時 平日：午前8時30分～午後5時まで
土日祝日：民生課前の玄関(公衆電話の横)

※割れないように元のケースに入れて出してください。(割れた廃蛍光管は新聞紙等で包んで出してください。)

※事業用廃蛍光管及び電球は回収しません。(一般家庭用廃蛍光管のみ回収)



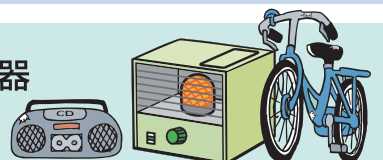
不燃性粗大ごみ

年2回 夏と冬

収集できるごみ 家電品・自転車・三輪車・トタン・扇風機・ラジカセ・ストーブ・ポット・炊飯器などの不燃性粗大ごみ

収集できないごみ

- テレビ(プラズマテレビ・液晶テレビも含む)・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは小売店に出してください。
- パソコン(ディスプレイ含む)についてはメーカーに直接申込んでください。
- タイヤ・バッテリー・消火器・危険物・廃油・農薬類の缶・ドラム缶などや、農家から生じる農機具・農業資材(ハウスパイプ・ビニール・畜産関係資材全般)、事業所や販売店から出る粗大ごみは収集しません。
- たんす等木製の燃える粗大ごみは、金属を取除いてエコヴィレッジ旭に直接搬入してください。(1.5m×1.5m×2.5mまでです。それ以上の物は切断して持ち込んでください。)



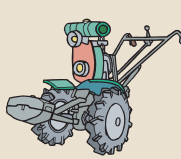
収集しないごみ

事業所ごみ

電器店、飲食店、事務所、商店、造園業、建設業、農家等の事業活動に伴って生じたごみ(生ごみ・お茶がら・弁当がら・紙くず・木くず・ダンボール・空き缶など全てのごみ)

農家から生じる、農機具・農業資材(ハウスパイプ・ビニール・畜産関係資材全般)

※ごみ収集所及び粗大ごみでも取り扱えませんので法令に基づき自己処理をしてください。



※事業系のごみは、自己搬入(有料)または、許可業者(有料)に収集を委託してください。

ごみ収集場所及び粗大ごみには絶対に出さないでください。

処理できないごみ

特定家電品、パソコン、タイヤ、バッテリー、バイク、消火器、焼却灰、農薬、農機具、農業資材、鉄骨、ドラム缶、太陽熱温水器、大型温水器、耐火金庫、廃油、家を解体した廃材等、塩ビパイプ、農業廃棄物、がれき類(かわら・ブロック・コンクリート・土砂等)、危険物(火薬類・ガスボンベ)、揮発油(ガソリン・ペンキ・シンナーなど)

※下取りに出すか、専門の業者に引き取りを依頼してください。

